

施策評価調書（基本目標別）

様式－2

<p>基本目標</p>	<p>4 環境に優しい水道</p> <p>主要施策（7）</p>
<p>施策の趣旨</p>	<p>主要施策（7） 環境対策の推進</p> <p>環境保全に配慮した水道事業を推進するため、大量に使用している電力を節減し、併せて、再生可能なエネルギーの活用により、購入電力量の一層の削減を図るとともに、浄水場発生汚泥や建設発生土のリサイクル（再資源化）に引き続き取り組んでいきます。</p>

<p>評価結果の概要</p>	<p>基本目標4においては、1つの主要施策の下に3の主な取組を位置付けております。各取組について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、</p> <p>I「達成状況」に係る評価は、2つの取組について「a」評価（達成している）、1つの取組について「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II「成果（効果）」に係る評価は、「a」評価（成果が出ている）としました。</p> <p>III「今後の進め方」に係る評価は、「a」評価（継続）としました。</p>
----------------	---

<p>主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果</p>		
<p>(7) 環境対策の推進</p>	<p>「成果」 a</p>	<p>「今後の進め方」 a</p>
<p>-----</p> <p>主な取組</p> <p>①省エネルギー化の推進</p> <p>②再生可能エネルギーの活用</p> <p>③資源リサイクルの推進</p>	<p>「達成状況」</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>b</p>	

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」についての 内部評価の妥当性	取組の達成状況について、外部要因による影響を踏まえ、適切に評価していると考えられることから、「妥当である」と判断します。 取組の達成状況の評価において、外部要因による影響の取り扱いについて、疑問があることから「概ね妥当である」と判断します。
	A：妥当である 1人 B：概ね妥当である 4人 C：不十分である 0人	
	「今後の進め方」についての 内部評価の妥当性	各取組や施策の推進状況を踏まえた今後の進め方についての内部評価は、総じて「妥当である」と判断します。 今後の取組及び施策展開においても、各委員から出た意見等に留意されることを期待します。
	A：妥当である 5人 B：概ね妥当である 0人 C：不十分である 0人	
外部評価会議 委員の主な意見	基本目標 4 の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見は以下のとおりです。 主要施策(7)環境対策の推進 取組②再生可能エネルギーの活用 ○施設更新の有無により、発電パネルの設置が影響されるというのであれば、相互に関連する取組を全体の中でどう進捗管理や評価をするか、検討いただきたい。 取組③資源リサイクルの推進 ○達成指標イ) 建設発生土の再資源化の進捗状況について、達成目標 78%に対して 72% (条件に適したものは100%再資源化) を、取組の評価を「b：概ね達成している」としているが、成果指標②浄水場発生土の再資源化率について、成果目標 100%に対して 92.1% (再利用可能なものは100%再資源化) を「a：達成している」と評価しているのと同様に、外部要因を除いた考え方で評価した方がよい。 ○取組③の達成指標イ) 建設発生土の再資源化について、技術的な対応等で再利用の条件に該当しない発生土を再利用できるものに変えられないのであれば、条件に適さないものはどれだけ頑張っても再資源化できないので、再資源化が可能なものを対象に目標を設定しないと意味がない。 ○達成状況の評価については、現時点で可能な最大限の成果が達成されたという点では「a：達成している」相当と評価することもできるが、法的に不可能なものと、技術的に困難なものは視点が異なるため、成果指標②のように外的要因として評価から排除することは不適切であることから、原案の評価「b：概ね達成している」が妥当である。	